# 新温泉町公用車包括管理業務プロポーザル審査委員会設置要領

# 第1 設置

新温泉町公用車包括管理業務の受託者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その透明性・公平性を確保するため、新温泉町公用車包括管理業務プロポーザル審査 委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する

#### 第2 所掌事項

審査委員会の所掌事項は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 実施要領の確認
- (2) 企画提案書等の審査及び候補者の決定
- (3) その他必要と認める事項

## 第3 構成

審査委員会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 副町長
- (2) 総務課長
- (3) 総合支所長
- (4) 企画課長
- (5) 会計管理者

# 第4 委員長及び副委員長

審査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

- (1) 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は委員長が欠ける場合、その職務を代理する。

## 第5 会議

- (1) 審査委員会の会議は委員長が招集する。
- (2) 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

## 第6 意見の聴取

審査委員会は、必要があると認めるときには、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の 聴取、説明その他必要な協力を求めることができる。

# 第7 庶務

委員会の庶務は総務課において処理する。

#### 第8 委任

この要領に定めるものの他必要な事項は、委員長が定める。

# 第9 適用

この要領は、令和4年11月1日から適用し、本業務に係る契約締結日にその効力を失う。